

令和 5 年度狩猟免許等取得支援補助金 Q & A

秋田県生活環境部自然保護課

Q 1：狩猟免許等取得支援補助金とは、どのようなものなのか。

- A 第一種銃猟免許（装薬銃）及び猟銃（散弾銃、ライフル銃）所持許可証の新規取得者に上限額5万円、散弾銃の新規購入者に上限額5万円、ライフル銃の新規購入者に上限額7万円の補助金を交付する。

Q 2：具体的に、どのような経費が対象になるのか。

- A ○狩猟免許試験関係
 狩猟免許試験事前講習会受講料（例題集購入費は対象外）、狩猟免許申請手数料、医師の診断書
- 猟銃等講習会関係
 猟銃等講習会手数料、写真
- 射撃教習資格認定関係
 射撃教習資格認定申請手数料、医師の診断書、写真、身分証明書、住民票、戸籍抄本
- 猟銃用火薬類等譲受許可関係
 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料
- 射撃教習関係
 射撃教習費、実包購入費
- 猟銃所持許可申請関係
 猟銃所持許可申請手数料、医師の診断書料、写真、身分証明書、住民票
- 猟銃購入関係
 銃、ガンロッカー、装弾ロッカー、洗い矢、潤滑油、銃カバー・銃ケース、スリング、弾帯
- 狩猟者登録関係
 狩猟者登録手数料、狩猟税、各猟友会費、ハンター保険料

Q 3：補助金の交付に当たっての条件は何か。

- A 1 第一種銃猟免許と猟銃等所持許可の両方を初めて取得した者であること。
2 秋田県内に住所を有すること
3 一般社団法人秋田県猟友会及び下部組織の会員であること、又は同会員になることを確約すること
4 市町村が行う捕獲業務に従事していること、又は従事することを確約すること
5 第7補助金の交付条件に記載している交付条件を遵守できる者

Q 4：前年度以前に散弾銃を購入したが申請をしていなかった。補助対象期間はいつからいつまでになるのか。

- A 銃の購入から銃の引き取りまで時間を要したり、銃の購入が申請期日直前で手続きが間に合わないことも想定される。また、交付対象要件を第一種銃猟免許と猟銃所持許可の両方を取得済であることとしており、未申請となっている方も想定されるため、令和5年度の補助対象は、令和

4年2月16日から令和6年2月15日までの期間に支払った経費とする。なお、令和4年2月15日以前に支払った経費は対象外とする。

(別表2 令和5年度「狩猟免許等取得支援補助金」の対象期間を参照のこと)

Q5：狩猟免許の取得や猟銃所持許可証の取得に対して、居住地の市町村等から補助金が交付される場合、県からも補助金は交付されるのか。

A 取得に要した経費から市町村等補助金額を差し引いた額に対し、県予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、市町村と県からの補助金合計額が対象経費を上回らないよう調整する。

Q6：散弾銃とライフル銃で、補助上限額に差があるのはなぜか。

A 散弾銃の標準的価格は10万円～30万円とされ、その最低価格10万円の1/2の5万円を補助することを基準とした。

ライフル銃の標準的価格は15万円～50万円とされ、その最低価格15万円の1/2の7万円(一万円未満切捨)を補助することを基準とした。

Q7：中古銃も対象になるのか。

A 銃砲店から購入した銃は対象とするが、個人売買された銃は対象外とする。

Q8：わな猟免許の取得に対しては補助しないのか。

A 第一種銃猟免許所持者の育成及び確保を目標にしているため、対象外とする。

Q9：狩猟をやめ、廃銃もしたが、再度狩猟免許等を取得する場合は交付対象となるのか。

A 狩猟免許等の有効期間が切れ、再度狩猟免許等を取得する場合は、交付対象とする。

Q10：2丁目以降の銃の購入・所持や銃の更新が目的の場合は対象となるのか。

A 1丁目の新規購入を対象としているため、銃の更新や2丁目以降の購入は対象外とする。

Q11：ライフル銃購入者は、狩猟者登録経費も交付対象となるのか。

A 新規狩猟者ではないため、対象外とする。

Q12：補助金交付申請書の提出先と申請の受付期間は。

A 申請書の提出先は、一般社団法人秋田県猟友会とする。

申請書の受付期間は、令和6年2月1日から同年2月15日までとする。